

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

県政要聞

○監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成20年11月7日

福島県監査委員 小松山 善 美 実 之
福島県監査委員 加 藤 野 直 宏
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之

- 1 監査実施期間 平成20年8月6日～平成20年9月4日
- 2 監査対象機関 公所23箇所
- 3 監査の結果
監査は、平成19会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北地方振興局	平成20年9月4日	小松山善継	実地監査	平成20年7月23日
		野崎直実		平成20年7月24日
県中地方振興局	平成20年8月28日	加藤雅美	実地監査	平成20年7月17日
		高野宏之		平成20年7月18日

県南地方振興局	平成20年8月7日	小松山善継	野崎直実	実地監査	平成20年7月8日 平成20年7月9日
会津地方振興局	平成20年8月6日	加藤雅美	高野宏之	実地監査	平成20年7月8日 平成20年7月9日
南会津地方振興局	平成20年8月7日	加藤雅美	高野宏之	実地監査	平成20年7月10日 平成20年7月11日
相双地方振興局	平成20年8月27日	小松山善継	野崎直実	実地監査	平成20年7月15日 平成20年7月16日
いわき地方振興局	平成20年9月3日	加藤雅美	高野宏之	実地監査	平成20年7月29日 平成20年7月30日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・地域づくり総合支援事業の補助事業者に対する指導及び成果確認が不適切である。

「事実」

1 地域づくり総合支援事業(ふくしまふれあいカレッジ設置事業)の事業主体甲は、当該事業の収入の柱の一つである受講料収入の一部を無料とする事業の変更を行ったが、当該事業の変更には、県の速やかな承認が必要であったにもかかわらず、甲は当該事業がほぼ終了した年度末間近に変更承認申請を行い、更に県は事業変更に至る経緯、事務手続等を十分に確認することなく、補助金を交付している。

2 地域づくり総合支援事業(見つけよう・ふれあう親子のこころ)について、補助対象外経費の是非について検証することなく、補助金を交付している。

「是正・改善等の意見」

地域づくり総合支援事業の推進に当たっては、補助事業者に対して、あらかじめ事業変更手続等関係規程について、十分な理解をさせるとともに適切な指導を行うこと。

(県北地方振興局)

・入札の事務手続に適切でないものがある。

「事実」

平成19年3月29日に実施した平成19年度会津若松合同庁舎等維持管理業務委託指名競争入札(13社指名、7社応札)において、見積内訳書の提示(提示がない場合当該入札は無効)を条件として入札を行い、最低価格である甲株式会社を落札者と決定したが、その後、乙株式会社代理人から入札の条件である見積内訳書の提示がないのではないかとの指摘があり、書

類を確認したところ、乙株式会社以外は見積内訳書の提出がないことが判明、落札決定を取り消し、当該入札を無効とし、4月10日に改めて指名競争入札を行った。

なお、年間契約が成立するまでの間（平成19年4月1日～4月15日）は、平成18年度契約者と単独随意契約を行った。

〔是正・改善等の意見〕

入札の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

（会津地方振興局）

・収入事務において内部牽制が機能していない。

〔事実〕

1 行政財産（土地）使用料及び普通財産（土地）貸付料については、前年度監査において調定の欠落を指導されたところであるが、平成19年度及び平成20年度に係る行政財産（土地・建物）使用料及び普通財産（土地）貸付料について、収入原因が発生した4月1日に行わなければならない調定を5月に行っている。

2 前年度監査で指導された毎月調定すべき行政財産使用許可に係る管理経費（電気、ガス、水道、下水道）について、甲ほか2法人に対して、平成19年5月分から平成20年1月分までの9か月分を平成20年2月25日に調定（納期限平成20年3月10日）している。

甲法人 23,337円 乙法人 11,609円 丙法人 1,362円

〔是正・改善等の意見〕

会計に関する事務執行に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、事務の進捗管理と点検確認を行い、内部牽制体制の強化を図ること。（会津地方振興局）

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・補助事業の募集要項で、団体の最新の決算報告書の提出を定めているにもかかわらず、提出がないまま交付申請（3件）を受け、交付決定している。（県北地方振興局）

・個人事業税の賦課事務において、国税不服審査請求中に取り消すべき特別の理由がないにもかかわらず取り消している。また、裁決に基づく再課税に際して、所得金額の確認に不十分な点があり、内部のチェック体制が機能していない。（県中地方振興局）

・通勤手当が過支給（1人8,260円）、超過勤務手当が過支給（1人3,456円）及び不足支給（1人14,540円）となっている。（県中地方振興局）

・職員公舎退居に伴う公舎管理者の検査を実施していない。（南会津地方振興局）

・随意契約の手続の特例に係る契約の過程及び結果の公表等の取扱要領に定められた契約の結果の公表を行っていない。（相双地方振興局）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北保健福祉事務所	平成20年8月28日	小松山善継	野崎 直実	平成20年6月12日 平成20年6月13日
県中保健福祉事務所	平成20年8月28日	加藤 雅美	高野 宏之	平成20年6月26日 平成20年6月27日
県南保健福祉事務所	平成20年8月6日	小松山善継	野崎 直実	平成20年6月19日 平成20年6月20日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・物品の調達において著しく計画性を欠いたものがある。

〔事実〕

平成20年3月のコピー用紙の購入数量は、535箱となっているが、これは、平成19年度における年間使用数量を大幅に超えるもので、著しく計画性を欠いたものとなっている。

〔是正・改善等の意見〕

物品の調達に当たっては、県の厳しい財政状況を踏まえ、年度内における費用対効果を考慮したコスト意識を持って経費の節減に努めるとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。（県北保健福祉事務所）

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・庁舎の使用許可団体に係る管理経費を毎月徴収すべきところ、1年分を年度末に一括調定処理している。（県南保健福祉事務所）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北農林事務所	平成20年9月4日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年7月29日 平成20年7月30日
県南農林事務所	平成20年8月7日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年7月1日 平成20年7月2日
相双農林事務所	平成20年8月27日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年6月24日 平成20年6月25日
いわき農林事務所	平成20年9月3日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年7月17日 平成20年7月18日
農業総合センター	平成20年8月27日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年7月1日 平成20年7月3日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 休日の代休日の指定が適切でない。(県北農林事務所)
- ・ 前年度監査において口頭指導した休日給の不足支給(3,911円)が処理されていない。(県北農林事務所)
- ・ 農業改良資金貸付金元金収入に収入未済(3件3,197,000円)がある。(相双農林事務所)
- ・ 物品の貸付手続がなされていない。(いわき農林事務所)
- ・ 廃止公所等から引き継いだ重要物品のうち、現物照合ができなかったものについて、十分な追跡調査を行わずに不用決定している。(農業総合センター)
- ・ 超過勤務手当が過支給(4人12,456円)となっている。(農業総合センター)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北建設事務所	平成20年8月28日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年7月10日 平成20年7月11日
県中建設事務所	平成20年9月3日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年7月15日 平成20年7月16日
県南建設事務所	平成20年8月6日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年6月17日

所						
会津若松建設事務所	平成20年8月6日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年6月26日 平成20年6月27日	
いわき建設事務所	平成20年9月4日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年7月23日 平成20年7月24日	
小名浜港湾建設事務所	平成20年9月4日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年7月25日	

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 河川敷占用料の測定取消等の事務処理に適切でないものがある。

「事実」

平成19年度(現年度分)の河川敷占用料について、納入義務者(占有者)が甲株式会社から乙株式会社に、また株式会社丙から株式会社丁にそれぞれ変更されていたにもかかわらず、変更前の法人名で測定を行い、納付書を交付したことに気付かず、平成20年3月31日になって当初の測定取消と4月1日に適及して新たな測定を行っている。

(測定状況)	甲株式会社(乙株式会社)	2件	95,750円
	株式会社丙(株式会社丁)	1件	16,000円
計		3件	111,750円

「是正・改善等の意見」

歳入の測定に当たっては、納入義務者について十分に確認するとともに、内部のチェック体制を確立して適正に事務処理すること。

(県北建設事務所)

- ・ 陸川敷の譲渡手続に特別な理由のないまま著しく遅れているものがある。

「事実」

久慈川水系渡瀬川に係る陸川敷を処分するため、隣地所有者A外2名と譲渡契約を締結し、譲渡代金を平成19年11月に受領しているが、契約で譲渡代金を受領後14日以内に土地の引渡しをし、所有権移転手続に必要な登記承諾書の交付を行うことになっているにもかかわらず、調査日現在行われていない。

「是正・改善等の意見」

契約は、適正に履行すること。

(県南建設事務所)

- ・ 歳入の測定時期に適切でないものがある。

「事実」

小名浜港臨港道路1号線の電線等道路横断埋設工事に係る負担金について

て、甲株式会社及び乙株式会社との費用負担協定締結後直ちに調定すべきところ、工事費確定後としたため3か月以上遅延している。

1 協定締結年月日	当初協定	平成19年12月10日	負担額	甲株式会社3,332,000円
	変更協定	平成20年3月14日	負担額	乙株式会社2,620,000円 甲株式会社3,291,000円 乙株式会社2,588,000円

2 歳入の調定	調定年月日	平成20年3月14日	調定額	甲株式会社3,291,000円、乙株式会社2,588,000円
	納期	平成20年4月4日	収入年月日	甲株式会社平成20年3月31日、乙株式会社平成20年4月4日

「是正・改善等の意見」

負担金徴収に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に調定し、早期収入を図ること。

(小名浜港湾建設事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 県営住宅使用料等が収入未済 (511件11,454,185円) になっている。(県北建設事務所)
- ・ 設計業務委託の設計積算内訳に契約保証費を計上しながら、契約の段階で契約保証金を免除していた。(県北建設事務所)
- ・ 県営住宅解体工事において、設計内容の一部に変更が生じたが、契約変更の協議を行わずに工事を進め、当初契約のまま完了した。(県北建設事務所)
- ・ 県営住宅使用料等が収入未済 (494件11,568,478円) になっている。(県中建設事務所)
- ・ 扶養手当が過支給 (1人26,000円)、期末手当が過支給 (1人20,150円) となっている。(県中建設事務所)
- ・ 県営住宅使用料等が収入未済 (230件5,182,778円) になっている。(県南建設事務所)
- ・ 建築士事務所の登録手数料である証紙の消印を、申請書受理の時点でを行っている。(県南建設事務所)
- ・ 設計業務委託において、引渡し前における部分使用に係る確認検査が実施されないままに成果物を使用していた。(県南建設事務所)
- ・ 旅費の調整を、人事グループ参事に照会せずに行っていた。(会津若松建設事務所)

- ・ 県営住宅使用料が収入未済 (356件4,578,158円) になっている。(会津若松建設事務所)
- ・ 道路敷占用料が収入未済 (2件75,880円) になっている。(いわき建設事務所)
- ・ 散光式赤色警光灯 (ライトランプ) 購入時に車両を誤って設置したため、平成19年度に新たな費用を要した。(小名浜港湾建設事務所)

(5) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北教育事務所	平成20年8月27日	加藤 雅美	高野 宏之	平成20年6月18日
南会津教育事務所	平成20年8月7日	加藤 雅美	高野 宏之	平成20年7月9日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指導事項

- ・ 職員手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

- 1 交通機関等利用職員Aに係る通勤手当について、6か月の定期券で認定すべきところ、3か月定期券で認定したため過支給となっている。
正当支給額 130,800円
既支給額 138,080円
過支給額 7,280円
- 2 職員Bに係る超過勤務手当について、20年3月分の実績集計ミスにより不足支給となっている。
正当支給額 100,641円
既支給額 75,910円
不足支給額 24,731円
- 3 職員C外3名に係る超過勤務手当について、支給割合を100分の125で支給すべきところ、100分の135で支給したため過支給となっている。
正当支給額 273,083円
既支給額 344,422円
過支給額 71,339円
- 4 職員C外4名について、週を超えて週休振替をしているにもかかわらず、100分の25の超過勤務手当を支給していない。
正当支給額 84,164円

既支給額 0円
 不足支給額 84,164円
 5 借家から自宅に変更した（平成18年12月20日）職員Dに係る住居手当について、自宅等職員の手当を平成19年1月から支給すべきところ、4月から支給しているため不足支給となっている。

正当支給額 10,500円
 既支給額 0円
 不足支給額 10,500円

〔是正・改善等の意見〕

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制を確立し、適正に行うこと。

（県北教育事務所）

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・土地貸付料の調定が1か月以上遅延している。また、人事異動に伴い公舎を退居した職員の入居料について、日割り計算が行われていない。（県北教育事務所）
- ・休日給を支給すべきところ超過勤務手当を支給している。（県北教育事務所）
- ・人事異動に伴い公舎を退居した職員の入居料について、日割り計算が行われていない。（南会津教育事務所）

監査公表第24号

平成20年8月12日監査公表第13号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年11月7日

福島県監査委員 小松山 善 継	福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 加 藤 雅 美	福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 野 崎 直 実	福島県監査委員 高 野 宏 之
福島県監査委員 高 野 宏 之	

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成20年8月4日付け20福監第88号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

1 監査対象

郡山高等技术専門校

2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
行政財産の使用許可に伴う管理経費の算定に適切でないものがある。	管理経費の徴収不足分については、任意団体甲より平成20年7月15日に納入通知書により納入されました。なお、平成20年4月からは、管理経費の算定に誤りのないよう適正な事務を行っております。
「事実」 行政財産の使用許可に伴う管理経費の算定に当たっては、使用量を計量器（子メーター等）により把握できる場合は、事業者からの請求額を使用量で按分して算定するとされているにもかかわらず、任意団体甲の設置した自動販売機（6台）の管理経費（電気料）について、基本料金分については定額とし、さらに、消費税等相当額を含む電力量料金分については、使用量で按分した後に更に消費税等相当額を加算して管理経費を算定したため、平成19年度合計（12か月分）で差引137,913円が徴収不足となっている。	

1 監査対象

県北流域下水道建設事務所

2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
通勤手当の支給に適切でないものがある。	過支給となった平成19年11月から12月までの通勤手当の返納処理を実施いたしました（平成20年5月26日納入）。今後は、このようなことのないよう通
「事実」	

職員Aの通勤手当について、年次有給休暇（平成19年10月10日から11月2日）及び病気休暇（平成19年11月5日から平成20年1月25日）の取得があり、通勤の事実がないことから、既に支給済みの11、12月分手当額に返納額が生じたが、手続がなされなかったため過支給となっている。	勤手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。
正当支給額 既支給額 過支給額	59,940円 170,970円 111,030円

監査公表第25号

平成20年8月12日監査公表第13号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年11月7日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 財 第 513 号
 平成20年9月30日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

定期監査の結果について（通知）

福島県教育委員会委員長 関

平成20年8月4日付け20福監第88号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。
 会津農林高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
○指摘事項 授業料収入が遅延しているものがある。	左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。

「事実」 高等学校授業料については、前回（平成18年度分）の監査時において納期限を3か月以上遅延しているものが38件、447,000円あったが、平成19年度においても、職員調査日現在で納期限を3か月以上遅延しているものが60件、576,000円と、件数、金額ともに増加しており、改善が図られていない。	「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、校長をはじめ教職員が一体となり、未納者に対し適切な納入指導を図るとともに、新たな未納金の発生に関しては生徒に応じたきめ細やかな納入指導を行い、未納額の解消を図ることといたしました。 今後とも、未納解消に向けて指導を徹底してまいります。 なお、生活困窮等により授業料の納付が困難な者に対し、授業料免除制度の周知を図りました。
---	--

監査公表第26号

平成20年9月26日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年11月7日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 財 第 1701 号
 平成20年9月25日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 高 野 宏 之

定期監査に係る措置状況について（通知）

福島県知事 佐 藤 雄 平 関

平成20年9月9日付け20福監第119号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査対象
県企業局
- 2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
(検討事項)	

修繕引当金の引当て目的の明確化とともに、引当、取崩しの運用基準について検討する必要がある。

(検討すべき事項)

工業用水道事業の修繕引当金は、相当期間に渡り、引当て(繰入れ)が無く、修繕費の需要はあったが取崩し(繰出し)の実績が極小である等、引当金の額に異動がないままに経過しており、修繕引当金の取り扱いについて明確な意図を持って行われているとは言い難い。

このため、引当て目的の明確化 (①特定資産の定期修繕のためであるか、②毎年度の修繕費の平準化のためであるか、若しくは、③その両方であるか)を図り、併せて、工業用水道毎の適正な引当規模、及び取崩しの基準を決定し明確にするよう検討すべきである。

修繕引当金に係る引当て目的の明確化を図るとともに、引当て・取崩しの具体的な基準を定めるため、本年度中を目的に「修繕引当運用基準」を検討し作成します。

監査公表第27号

平成20年9月26日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年11月7日

福島県監査委員	小松山 善 継
福島県監査委員	加 藤 雅 美
福島県監査委員	野 崎 直 実
福島県監査委員	高 野 宏 之
20 病 第 463 号	
平成20年 9 月22日	

福島県監査委員	小松山 善 継
福島県監査委員	加 藤 雅 美
福島県監査委員	野 崎 直 実
福島県監査委員	高 野 宏 之

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎 印

定期監査結果に関する措置状況について(通知)

平成20年9月9日付け20福監第121号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査

の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

指 摘 事 項	措 置 状 況										
<p>(病院局) 収入調定が欠落しているものがある。</p> <p>「事実」 旧リハビリテーション飯坂温泉病院及び本宮診療所の財産が病院局本局に引き継がれ、その敷地内に使用許可物件があったにもかかわらず、使用料の調定が欠落しているものがある。</p> <table border="0"> <tr> <td>調定欠落件数</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>調定欠落金額</td> <td>106,521円</td> </tr> </table> <p>(会津総合病院) 給料及び職員手当の支給に適切でないものがある。</p>	調定欠落件数	11件	調定欠落金額	106,521円	<p>収入調定が欠落しているものについては、平成20年6月9日に特別利益(過年度損益修正益)として調定を行い、同年6月30日までに11件すべてが納入されたことを確認しました。</p> <p>今後、固定資産にかかる使用料の調定等については、関係規程に基づき適正に行うまいります。</p> <p>給料及び職員手当の支給が適切でなかったものについては、下記のとおり処理を行いました。</p> <p>今後は、関係規程に従い、適正に支給いたします。</p> <p>1 職員A及び職員Bの過支出額については、平成20年6月16日に返納調定を行い、以下のとおり収納いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員A分 平成20年7月10日収納 職員B分 平成20年6月30日収納 						
調定欠落件数	11件										
調定欠落金額	106,521円										
<p>2 職員Bに係る寒冷地手当について、育児休業期間中にもかかわらず平成20年2月～3月分を支給していたため、過支給となっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>正当支給額</td> <td>193,252円</td> </tr> <tr> <td>既支給額</td> <td>1,051,300円</td> </tr> <tr> <td>過支給額</td> <td>858,048円</td> </tr> </table> <p>2 職員Bに係る寒冷地手当について、育児休業期間中にもかかわらず平成20年2月～3月分を支給していたため、過支給となっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>正当支給額</td> <td>5,342円</td> </tr> <tr> <td>既支給額</td> <td>20,400円</td> </tr> </table>	正当支給額	193,252円	既支給額	1,051,300円	過支給額	858,048円	正当支給額	5,342円	既支給額	20,400円	<p>2 過支出額については平成20年6月16日に返納調定を行い、同年6月30日に収納しました。</p>
正当支給額	193,252円										
既支給額	1,051,300円										
過支給額	858,048円										
正当支給額	5,342円										
既支給額	20,400円										

<p>3 職員Cに係る通勤手当について、通勤実績がないにもかかわらず平成19年4月分を支給していたため、過支給となっている。</p> <p>正当支給額 0円 既支給額 2,500円 過支給額 2,500円</p> <p>4 職員Dに係る通勤手当について、支給開始月の認定誤りにより、平成19年5月分が不足支給となっている。</p> <p>正当支給額 18,800円 既支給額 0円 不足支給額 18,800円</p>	<p>3 過支出額については、平成20年6月16日に返納調整を行い、同年7月1日に収納しました。</p> <p>4 不足支給額については、平成20年6月10日に支出票を作成し、同年6月20日に支払いを行いました。</p>	<p>(大野病院) 費用の算出に誤りがある。</p> <p>「事実」 1 廃止病院から所管換えした減価償却済みの固定資産について、台帳作成時の記録を誤ったため、当該資産の減価償却累計額を本年度の減価償却費に算入している。 当該固定資産の平成19年度減価償却額 正当額 0円 誤算入額 327,750円 差額 327,750円</p> <p>2 コンピュータ断層撮影装置の更新に伴いCT室の拡張工事を行っているが、建物の改良費、若しくは器械備品取得に係る附帯工事費であるのに資本的支出とせず、平成19年度の修繕費に参入している。 当該工事の平成19年度費用算入額 正当額 0円 誤算入額 4,410,000円 差額 4,410,000円</p>	<p>(大野病院) 医療未収金の管理回収に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 患者一部負担金等の医療未収金の発生防止、管理及び回収に当たっては、福島県立病院医療未収金マニュアル等関係規程に基づき適時適切に行うべきところ、督促状の送付による督促は年2回、催告書の送付による催告は年1回の実施に止まるとともに、電話又は面談による催告、出張徴収、連帯保証人に対する請求、債権回収のための法的手段等が計画的かつ効果的に実施されていない。</p> <p>また、特定の職員が医療未収金の管理回収に従事しているのみで、医療未収金の圧縮に向けた院内の執行体制が有効に機能していない。</p>	<p>1 廃止病院から所管換えした器械備品の固定資産台帳については、平成20年5月22日に修正処理を行うとともに、誤算入額については、同年7月4日に平成20年度の特別利益（過年度損益修正益）として処理を行いました。 今後は、関係規程に基づき適正に処理いたします。</p> <p>2 誤算入額については、平成20年7月25日に平成20年度の特別利益（過年度損益修正益）として処理するとともに、固定資産（建物）の帳簿価格に算入する処理を行いました。 今後は、関係規程に基づき適正な支出科目より支出するようにいたします。</p>
--	--	---	---	---